

**野焼きは法律で
禁止されています**

野焼き（廃棄物の野外焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により災害予防や宗教的・風習的なもの、農林水産業を営むためやむを得ないものなど、一部の例外を除いて禁止されており、これに違反すると罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。

（ごみは焼却せず、分別して指定された収集日に出しましょう。）
※やむを得ず焼却する場合は、いつでも消火できるようなにする、風向きや時間帯を考慮したうえで近所迷惑とならないよう理解を得る、焼却後は完全に消火できたか確認するなどの配慮をお願いします。

【お問い合わせ先】

市市民生活課 環境管理・公害担当（市役所1階②番窓口）
☎332・2147 / FAX333・2234
Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**稲わら・もみ殻のすき
込みにご協力ください**

稲わらやもみ殻は貴重な有機資源です。水田へすき込むことにより、土壌微生物が稲わら等を分解し、養分を土に蓄えるため、「土づくり」の効果が期待できます。

一方で、すき込みをせずに、稲わらをそのまま田に放置すると台風等の大雨時に、稲わらが用排水路等に詰まり排水不良の原因になったり道路に散乱し通行の妨げになるおそれがあります。

環境にも人にもやさしい米づくりを実践しましょう。

【お問い合わせ先】

市農林水産課（市役所4階）
☎34・9292 / FAX34・9992
Mail:nourin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**「農業者年金」に加入
しませんか**

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく「積立方式」です。所得税などの社会保険料控除や一定の要件を満たす方には保険料が国庫補助されることになったメリットがあります。

加入対象者は、国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除を受けておらず、年間60日以上農業に従事する20歳以上65歳未満の方です（60歳以上は国民年金任意加入被保険者の方）。

保険料は月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）〜6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも変更が可能です。

詳しくは、市農業委員会事務局（市役所4階）☎332・3810
Mail:nougyouinukai@city.komatsushima.i-tokushima.jp
または最寄のJA（農協）まで。

**公共交通のアンケート
調査にご協力ください**

市では、「小松島市地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、公共交通の現状や課題を踏まえた上で、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築を目的とした「小松島市地域公共交通計画」の策定を進めています。

計画の策定に当たり、市民の方の移動交通手段についてのニーズ把握に関するアンケート調査を実施します。調査の対象となられた方は、趣旨をご理解いただき調査にご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年度 自衛官採用試験案内



すマ第19-138号

	【自衛官候補生】 部隊を支える 若い力	【一般曹候補生】 部隊の中核を担う スペシャリスト	【航空学生】 大空を舞台に活躍する パイロット
応募資格	18歳以上33歳未満の男女		空：高卒、21歳未満の男女 海：高卒、23歳未満の男女
受付期間	9月27日(火)まで	9月5日(月)まで	9月8日(木)まで
試験日	10月2日(日)、3日(月)、 4日(火)の内1日	1次試験 9月16日(金)、17日(土)の内1日	1次試験 9月19日(祝)

詳しくは、自衛隊徳島地方協力本部 阿南地域事務所
☎0884・22・6981まで。

※事前に予約していただければ土日祝日も、説明対応いたします。



QRコード
(徳島地方協力本部HP)